

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等 の一部改正について

平成31年3月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

（1）改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正では、主に以下の3点について関連通達を改正する。

- ①水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に掲げられた水素燃料電池自動車に関する規制見直し項目のうち、検討の結果、安全上問題がないことが確認できた項目についての改正
- ②規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定）に掲げられた定期自主検査に関する規制見直し項目を踏まえた、同検査の期間設定に係る考え方を示すための改正
- ③平成31年5月に新元号が施行される予定であることも踏まえ、LPG容器の再検査期限の表示について、和暦で行っていたものを西暦で行うこととするための改正

（2）改正を行う法令

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号。以下「高圧法基本通達」という。）
- ・国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20181105保局第4号。以下「国際容器則機能性通達」という。）
- ・特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20181105保局第6号。以下「特定則機能性通達」という。）
- ・高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（新規制定。以下「登録事務処理要領」という。）（高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（平成09・03・31立局第38号）については、登録事務処理要領の新規制定とともに廃止する。）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令

の運用及び解釈について（20140901商局第3号。以下「液石法基本通達」という。）※経済産業省産業保安グループガス安全室所管法令

2. 主な改正の内容

(1) 水素燃料電池自動車用容器に係る規制改革実施計画への対応【登録事務処理要領】

①概要

水素燃料電池自動車には、水素を充填する容器として高圧ガス容器が搭載されており、法の適用を受ける。水素燃料電池自動車の普及をより一層促進するため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた燃料電池自動車関連規制の見直し項目のうち、安全上問題がないことが確認できた項目について、規制の合理化を行うため、登録事務処理要領の改正を行う。

②具体的な規定の内容

1) 型式承認に要する期間の短縮

現行の法令においては、燃料電池自動車用容器の製造のため、容器等製造業者の登録後、当該工場において型式取得のための試験データを取得し、当該試験データに基づき、容器についての型式承認を得ることが求められている。

容器の製造速度向上や手続効率化のため、型式申請時に、容器等製造業者登録前の型式試験データの活用を認める改正を行う。ただし、容器等製造業者登録申請時の製造工程図や製造設備等が、登録前の試験データ取得時と同一又は同等以上であることを条件とする。

2) 登録容器等製造業者の更新の見直し

容器等製造業者の登録更新手続簡素化のため、容器等製造業者の更新時に、新規登録時に取得した登録番号及び型式承認証を継続して使用できることを認めることとする。

(2) 定期自主検査の期間設定に係る規制改革実施計画への対応【高圧法基本通達】

①概要

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月閣議決定）において、高圧ガス製造事業者による定期自主検査について、一定期間の猶予期間を設けることを検討し、結論を得ることとされた。基本通達を改正し、定期自主検査の期間設定の考え方を示すこととする。

②具体的な規定の内容

定期自主検査の実施時期は事業者の個別事情に応じて合理的に設定される

ものであること、及びその例として、保安検査については前回実施時期から前後1か月（認定事業者にあつては前後3か月）の猶予期間が認められるところ、定期自主検査について対応して期間を設定することも可能である旨を、通達において示すこととする。

（3）LPガス容器の充填期限表示方法の見直し【高圧法基本通達、液石法基本通達】

①概要

現行の規定では、LPガス容器について再検査期限を和暦で表示することとしている。2019年5月1日に新元号が施行される予定であることも踏まえ、今後は再検査期限を西暦で表示するよう、基本通達の改正を行う。

②具体的な規定の内容

再検査期限を、西暦年4桁で表示することとする。

経過措置として、

- ・基本通達等を一部改正する規程の施行の際現に表示をしている容器
 - ・同規程の施行後、2019年10月31日までの間に表示をする容器
- については、なお従前の例によることができるものとする。

（4）その他表現の適正化等【国際則機能性通達、特定則機能性通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

以上